

議案第20号

松阪市職員定数条例の一部改正について

松阪市職員定数条例（平成17年松阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員定数条例の一部を改正する条例

松阪市職員定数条例（平成17年松阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「事務部局の職員 1,816人」を「事務部局の職員 1,284人」に改め、「市民病院の職員 532人」を「市民病院の職員 0人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。